1.6 海洋基本計画の見直し

1・6・1 海洋基本法および海洋基本計画の策定

平成 19(2007)年 7月、海洋に関する政策の基本理念や基本的施策等を定める「海洋基本法」が施行され、同法第 16 条に基づき策定された「海洋基本計画」が平成 20(2008)年 3 月に閣議決定された。また同法第 29 条に基づき「総合海洋政策本部」が設置された。

当協会は当時、同法および同計画の整備に向けた関係方面の検討を注視しつつ、これをトン数標準税制導入の追い風とすべく、国会議員の検討の場で意見を開陳するなど機会を捉えて関係者に理解を求め、その結果、関連する条文等が盛り込まれた。

総合海洋政策本部の体制

総合海洋政策本部 <海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進> 参与会議 本部長: 内閣総理大臣 (総理任命の有識者) 副本部長:内閣官房長官、海洋政策担当大臣 <重要事項について 本部員:本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣 審議し本部長に意見を ○所掌事務 述べる> 海洋基本計画の案の作成及び実施の推進 ・関係行政機関が海洋基本計画に基づいて実施する施策の総合調整 ・その他海洋に関する重要施策の企画・立案・総合調整 内閣官房総合海洋政策本部事務局 総合海洋政策本部 幹事会 各省庁局長級、議長は官房副長官(事務)

<総合海洋政策本部の運営に必要な関係行政機関相互の緊密な連絡を図る>

※必要に応じ、個別課題に限り有識者からなる助言会議を設置

参与会議メンバー(2012年時点)

磯部 雅彦 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授

浦 環 東京大学生産技術研究所海中工学国際研究センター長

沖原 隆宗 (社)関西経済連合会副会長

河野 博文 (独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構理事長

河野真理子 早稲田大学法学学術院教授

小宮山 宏 (株)三菱総合研究所理事長

平 朝彦 (独)海洋研究開発機構理事長

古庄 幸一 (株)NTTデータ特別参与

山下 東子 明海大学経済学部教授

湯原 哲夫 キャノングローバル戦略研究所研究主幹

1・6・2 海洋基本計画の見直し

海洋基本法第16条では、海洋基本計画を概ね5年毎に見直すとしており、このため、平成24(2012)年初め頃より、超党派の議員等による「海洋基本法戦略研究会(事務局:OPRF、海洋政策研究財団)」、経団連、国土交通省をはじめとする各省庁など関係方面において、同計画の改訂に向けた提言等を取りまとめるべく検討が開始された。

当協会は、これらさまざまな検討を注視するとともに、機会を捉え、意見開陳する等の対応をした。平成24(2012)年5月31日に開催された「海洋基本法戦略研究会」の第4回会合には、当協会より五十嵐副会長が出席し、国際競争条件の均衡化、海賊対策の強化および海事教育強化等の意見を開陳した(【資料 1-6-2-1】)。また、経団連の海洋開発推進委員会総合部会においても意見開陳した。これか活動が奏功し、それぞれの取りまとめや提言に当協会の意見が反映された。

さらに平成25(2013)年2月27日に超党派の国会議員等で構成される海事振興連盟の臨時会合が開催され当協会はじめ各業界からのヒアリングが行われ、当協会からは芦田会長が出席し改めて上記要望を説明した。また、同年3月2日に行われた同連盟の境港タウンミーティングにおいても対応し、同ミーティングの決議に当協会要望が盛り込まれた。

総合海洋政策本部は、これまでのさまざまな議論等を踏まえ、新たな海洋基本計画案を作成し、平成25(2013)年3月中の閣議決定を目指していたが、平成24年(2012)年末に政権が交代したことなどから、4月以降にずれ込んでいる。

今回の改訂は、参与会議メンバーの大半が技術の専門家であったことなどからも推察される 通り、当初、海洋資源開発やその事業化等の議論が中心であったが、当協会の活動が奏功し、 海運における国際競争条件の均衡化の観点等も重要である旨理解頂いた。